

第22回鳥取県女子サッカーリーグ 実施要項

1. 主 旨

一般財団法人鳥取県サッカー協会(以下「本協会」という)は、鳥取県内における女子のサッカー技術の向上と、健全な心身の育成を図り、広く女子サッカーの普及振興に寄与することを目的とし、中学1年生以上の登録選手を対象とした県内トップレベルを競う単独チームの大会として実施する。

2. 名 称 第21回鳥取県女子サッカーリーグ

3. 主 催 一般財団法人鳥取県サッカー協会

4. 主 管 一般財団法人鳥取県サッカー協会 女子委員会

5. 後 援 なし

6. 特別協賛 なし

7. 協 賛 なし

8. 協 力 なし

9. 開 催 日 2025年4月13日(日) ～ 10月19日(日)

10. 会 場

鳥取県フットボールセンター若葉台 第1・2グラウンド(鳥取市若葉台)

鳥取県フットボールセンター大山 夕陽の丘神田(大山町加茂)

米子市弓浜コミュニティ広場(米子市大篠津町)

11. 参加資格

(1)「参加チーム」は、大会実施年度に公益財団法人日本サッカー協会(以下:JFA)女子、第3種に加盟登録したチーム(以下「加盟チーム」)であること。

(2)上記「参加チーム」の構成は、単一「加盟チーム」の他、合同チームも認めることとする。その場合該当チームは年間を通じて継続的に活動していること。

(3)「参加選手」は、上記「加盟チーム」に所属の「女子または女性」選手であること。

(4)外国籍選手は、1チーム5名まで登録でき、1試合3名まで出場できる。

(5)指導者は「参加チーム」を掌握指導する責任ある指導者であること。

(6)参加選手は健康であり、且つ未成年者は保護者の同意を得ること。

(7)移籍選手:本リーグ第1節から最終節開催に至るまでに、同一「参加選手」が異なる「加盟チーム」への移籍後、再び参加することができる。ただし、同一選手が異なるチームに登録後、移籍前の所属チームで出場した同じ節の試合に出場することはできない。

12. 参加チームとその数

参加チーム数は事前調査で参加を希望したチームとする。

13. 大会形式

参加チームによるリーグ戦で順位を決定する。(5チーム以下2回戦総当たり制、6チーム以上1回戦総当たり制)

勝点は、勝利:3点、引き分け:1点、敗戦:0点とする。

但し、勝点合計が同じ場合は、以下の項目の順序で順位を決定する。

1)得失点差:ゴールディファレンス(総得点-総失点)

2)総得点数

3)当該チーム同士の対戦結果

前記項目が同一の場合は、抽選(当該チーム代表者の立会による)により決定する。

14. 競技規則 JFA「サッカー競技規則(2024/2025)」による。

15. 競技会規定

以下の項目については本大会の規程を定める。

(1)競技のフィールド

クレイ、天然芝、人工芝フィールドとし、ピッチサイズは原則 105m 以内×68m 以内であること。

(2)ボール

試合球:モルテン社製サッカーボール『ヴァンタツジオ 4900』(品番:F5A4900-P)

マルチボールシステムを採用しない。

(3)競技者の数

競技者の数:11名

交代要員の数:特に設けない

交代を行うことができる数:特に設けない。選手交替により退場した選手が再出場することも可

ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数:3名以内

(4)役員の数

テクニカルエリアに入ることができる役員の数:5名以内

(5)テクニカルエリア

設置する。戦術的指示はテクニカルエリア内から、その都度ただ1人の役員が伝えることができる。

(6)競技者の用具

①ユニフォーム

大会実施年度のJFA「ユニフォーム規程」に則る。ただし、本大会では以下のとおり運用緩和を行う。

1. 本競技会に登録した1着以上のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を試合会場に持参し、着用しなければならない。2着以上の持参が好ましい。

2. ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっても、本競技会主催者が認める場合、主たる色が同系色であれば着用することができる(ビブス等も可)。

3. ゴールキーパーのユニフォームについて、ショーツ、ソックスはフィールドプレーヤーと同系色でも良いものとする。

4. 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合においていずれのチームがビブス等を着用することを決定する。

5. ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。

6. アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。

7. アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。

②装身具:一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープの使用も不可とする。

- (7)試合時間:60分(前・後半30分)
- (8)ハーフタイムのインターバル(前半終了から後半開始まで:原則として10分間)
- (9)アディショナルタイム表示:行わない
- (10)第4の審判員:任命しない
- (11)負傷者の対応:主審が認めた場合のみ、最大2名ピッチへの入場を許可される。
- (12)チームベンチ:ピッチ上本部からフィールドに向かって
 - 左側:対戦表の左(上)に記載されているチーム
 - 右側:対戦表の右(下)に記載されているチーム
- (13)試合の中断および直前の開催不可の場合の取り扱い:別紙細則に記載する。

16. 懲 罰

- (1)本大会とそれに繋がる予選大会は懲罰規定上の同一競技会とみなし、予選大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は本大会において順次消化する。ただし、警告の累積による場合を除く。
- (2)本リーグはJFA規約規程「第12章 懲罰」に則り、大会規律委員会を設ける。
- (3)大会規律委員会の委員長は本協会女子委員長とし、3名以上の委員を委員長が決定する。
- (4)本リーグ期間中に警告を2回受けた選手等は、直近の本リーグ1試合に出場できない。
[JFA懲罰規程〔別紙2〕第2条3項〕参照
- (5)本リーグにおいて退場を命じられた選手等は、自動的に本リーグの次の1試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会において決定する。
[JFA懲罰規程〔別紙2〕第4条〕参照
- (6)本リーグにおいて、他大会等の出場停止処分を消化する場合は、事前に書面にてリーグ事務局まで提出しなければならない。
[JFA懲罰規程〔別紙2〕第7条〕参照
- (7)出場停止処分を受けた者は、JFA懲罰規程〔別紙2〕第3条の通り、試合が終了するまで制限される区域には立ち入ることは出来ない。
- (8)本リーグの規律問題は、「JFA基本規程(懲罰規程)」に従い、大会規律委員会が処理しなければならない。[基本規程 第227条]

17. 大会参加申込

- (1)1チームあたり登録人数は役員5名までとし、選手については人数の限りを設けない。選手の追加登録は随時可能とし、追加登録選手は所定のエントリー表に追記すること。
参加申込した選手の中から、各試合メンバー提出用紙を提出すること。なお、役員のうち1名は監督を参加申込時に記載すること。監督が選手として出場しようとする場合は、選手に含まれていなければならない。
- (2)参加チームは、参加申込書に必要事項を記入の上、別紙細則の申込先まで提出すること。
- (3)提出締切:2025年4月10日(木) 必着

18. 参 加 料

- (1)1チームあたり:10,000円
- (2)別紙細則に記載された金融機関へ期日までに入金すること

(3)原則として返金を行わない

19. 選手証

各チームの登録選手は、JFA 発行の選手証(写真を貼付したもの)を持参すること。ただし写真貼付により、顔の認識が出来るものであること。

※選手証とは JFA WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。

※各チーム第1試合に本部にて確認を行う。追加登録をした場合はその都度本部にて確認を行う。

20. 表彰

(1)優勝以下第3位までに表彰状を授与する。

(2)表彰式は行わない。

21. 交通宿泊

(1)大会参加に要する経費は、全額参加者の負担とする。

(2)交通・宿泊は全て参加チームにて手配すること。

22. 傷害補償

(1)チームの責任において傷害保険に加入すること。

(2)大会会場において疾病・傷害が発生した場合、大会側は応急処置のみを行うものとする。

23. 組合せ

本協会において決定する。

24. 代表者会議

実施する。

(1)4月5日(土)18:00より、女子委員会総会において行う。

(2)参加チームより1名出席すること。

25. マネジャーズミーティング

実施しない。

26. その他

(1)本リーグ要項記載事項に違反し、その他大会運営に支障を来す不都合な行為があった場合には大会開催中であっても、そのチームの出場を停止させることがある。

(2)本リーグ協賛社等から参加チームへの提供物については、本協会から告示があった場合、その指示に従うこと。

(3)本リーグ名義をチームの広告宣伝・営業等の目的で許可無く使用することを禁ずる。

(4)大会要項に規定されていない事項については本協会女子委員会において協議の上決定する。

(5)優勝チームは、当該年度の中国女子サッカーリーグチャレンジリーグへの参加権利を与える。辞退の場合は、その権利を第2位以下に繰り下げる。

(6)リーグ実施日に行う交流戦への参加資格は本要項11に準ずるチームとする。交流戦への参加費は1回あたり1,000円とし、上限は5,000円とする。全日程終了後に別紙細則に記載された金融機関に入金をすること。なお、交流戦の試合形式は当該チーム、リーグ事務局でその都度決定するが、交流戦実施日の一週間前にはリーグ担当者、対戦チームなどと情報を共有すること。

以上